

自動扉保守点検仕様書

1 保守点検業務の対象範囲

- 1) ドアエンジン駆動部装置（ドアエンジン、プーリー、ベルト類）
- 2) ドアエンジン懸架部装置（レールベース、ドアハンガー類）
- 3) ドアエンジン制御部装置（コントローラー、配線類）
- 4) ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ（センサー類）

2 保守点検業務の対象範囲外

- 1) 建具類
サッシ枠、扉本体、硝子、振れ止め、ガイドレール類、錠前類、
対象範囲に起因しない作業に伴う扉脱着作業費など
- 2) 設備類
キースイッチ、テンキースイッチ、集合インターホン、非常開放スイッチ、
チャイム、
スケジュールタイマーなど

3 保守点検整備の内容

「JIS A 4722(歩行者用自動ドアセット-安全性)」に準じ、自動ドア利用者が安全
且つ、

スムーズに通行出来るよう、最良の状態で維持する為、以下の業務を実施する。

1) 定期保守点検

- ①各装置の異常の有無の確認（がたつき、緩み、損傷、異音など）及び整備
- ②自動ドア開閉回数の測定（V型）
- ③扉の開閉速度及び減速作動の確認及び調整
- ④電気配線の確認及び整備
- ⑤検知スイッチ、補助スイッチの作動状態確認及び調整
- ⑥各部清掃及び注油

2) 不調時整備

故障時は、技術員を派遣して正常な状態に復旧させるものとする。

（夜間・休日の場合一部有償となる **5 通常業務時間外の緊急修理派遣費用**
参照）

4 保守部品の費用負担区分

乙は業務の結果、劣化による部品の交換が必要と判断された場合、以下の部品を
無償とし、速やかに交換を実施する。それ以外の場合は、予め甲の承認を受けて
補修もしくは交換を実施し、その実費を甲に請求出来るものとする。

1) 無償対象

出張費、技術費、ヒューズ、作動オイル、潤滑油、ライナー、ボルト類、ビス類、ドアハンガー、ベルト、プーリー

2) 有償対象

上記以外及び、本装置の仕様変更や改造、移設に伴う部品及び工事費用など

5 通常業務時間外の緊急修理派遣費用

甲の要請により乙が緊急出動を要する場合に限り、甲は、乙に対し下記の緊急派遣費用を負担するものとする。

区 分	適用時間	緊急修理派遣費用
早朝・夜間作業	5 : 00～8 : 00 18 : 00～22 : 00	5,000 円
深夜作業	22 : 00～翌 5 : 00	10,000 円
日曜日・祝日作業	5 : 00～22 : 00	5,000 円